北海道情報大学共同研究取扱規程

(趣 旨)

- 第1条 この規程は、北海道情報大学(以下「本学」という。)における民間等外部の機関(以下 「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 民間機関等との共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障の生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共同研究 次に掲げる研究をいう。
 - ア 本学における共同研究 本学において、民間機関等から民間等共同研究員及び研究 経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間等共同研究員と共通の課題について共同 して行う研究
 - イ 本学及び民間機関等における共同研究 本学及び民間機関等において、共通の課題 について分担して行うもので、本学が民間機関等から民間等共同研究員及び研究経費 等、又は研究経費等を受け入れる研究
 - (2) 民間等共同研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究の ために在職のまま本学に派遣される者をいう。
 - (3) 研究代表者 本学の共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、 研究の推進に関し責任を持つ本学の教員をいう。
 - (4) 研究分担者 研究代表者と共同して研究の推進に中心的な役割を果たすとともに、研 究の推進に関し責任を持つ本学の教員をいう。
 - (5) 発明等 北海道情報大学職務発明規程(以下「職務発明規程」という。)第2条第1号 に規定する発明等をいう。
 - (6) 知的財産権 職務発明規程第2条第3号に規定する知的財産権をいう。
 - (7) 出願等 職務発明規程第2条第6号に規定する出願等をいう。
 - (8) 知的財産権の実施 職務発明規程第2条第7号に規定する知的財産権の実施をいう。

(受入れ手続)

- 第3条 学長は、共同研究の申請をしようとする民間機関等の長に、共同研究申請書(別紙様式 第1号以下「申請書」という。)を提出させるものとする。
- 2 民間機関等の長は、前項の申請書の提出に当たり、あらかじめ研究代表者と協議するものとする。

(受入れの決定)

- 第4条 学長は、前条第1項の申請書を受理したときは、本学の教員若干名による共同研究受入 委員会において、次に掲げる事項を審議し、研究代表者の同意を得た上で、受入れを決定する ものとする。
 - (1) 研究題目
 - (2) 研究代表者
 - (3) 研究の目的及び内容
 - (4) 研究分担
 - (5) 研究スケジュール
 - (6) 研究実施場所
 - (7) 研究経費
 - (8) その他学長が必要と認めた事項

(受入れ決定の通知)

第5条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、教育研究評議会に報告するとともに、民間機関等の長に対し、共同研究受入決定通知書(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに契約を締結するものとする。

(研究料)

- 第7条 本学は、民間機関等から民間等共同研究員を受け入れる場合には、研究料を納付させる ものとする。
- 2 民間等共同研究員の研究料の額は、年額42万円とし、月割り計算はしないものとする。
- 3 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に 係る研究料は、改めて徴収しないものとする。
- 4 既納の研究料は、これを還付しないものとする。
- 5 研究料の支出予算額は、年額35万円とする。

(経費等の負担)

- 第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理 に必要な経常経費等を負担するものとする。
- 2 民間機関等は、次に掲げる経費等を負担するものとする。
 - (1) 本学における共同研究の場合にあっては、共同研究遂行のために特に必要となる謝金、 旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費、光熱水費その他の直接的な経費(以 下「直接経費」という。)
 - (2) 本学及び民間機関等における共同研究の場合にあっては、直接経費に加え、民間機関等における研究に要する経費等
- 3 民間機関等は、ボランティアを利用した共同研究を行う場合にあっては、個人情報を適正に 管理するために必要な経費(以下「情報管理料」という。)を負担するものとする。
- 4 前項による情報管理料に関する規程は、別に定める。
- 5 民間機関等は、第2項第1号又は第2号に掲げる直接経費及び第3項に掲げる情報管理料に加え、共同研究の遂行に関連して直接経費及び情報管理料以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。
- 6 前項の間接経費の額は、直接経費の10%とし、その取扱いは北海道情報大学競争的研究費 等に係る間接経費の取扱方針に準ずる。
- 7 本学は、本学における共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担するため、第2項の規定に かかわらず、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができるもの とする。
- 8 第6項に定める間接経費の額について、異なる額とする必要があると認められるときは、学 長は事務局長と協議の上、その額を変更することができるものとする。

(設備費の取扱い)

- 第9条 本学における共同研究に要する経費等により、研究の必要上、本学が新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。
- 2 本学及び民間機関等における共同研究に要する経費等により、研究の必要上、民間機関等が 新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。
- 3 本学は、本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究実施場所)

第10条 本学の教員は、共同研究のために必要な場合には、民間機関等の施設において研究を 行うことができるものとする。 (中止又は期間の延長)

- 第11条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、 直ちに学長に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 学長は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要を認めたときは、第4条の規定に 準じた手続を経た後、民間機関等の長と協議の上、変更契約を締結するものとする。

(発明等の届出等)

- 第12条 研究代表者は、共同研究の結果、発明等を行った場合は、速やかに学長に届け出るものとする。
- 2 学長又は民間機関等の長は、本学の教員又は民間等共同研究員が共同研究の結果、それぞれ 独自に発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行っ たことについて、あらかじめ、それぞれの相手側の同意を得るものとする。
- 3 学長及び民間機関等の長は、本学の教員及び民間等共同研究員が共同研究の結果、共同して 発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願等の契 約を締結の上、共同で出願等をするものとする。ただし、本学が民間機関等の長から知的財産 権を承継した場合は、学長が単独で出願等をするものとする。
- 4 学長は、前項本文の規定に基づき共同出願等の契約を締結する場合は、本学の教員と民間等 共同研究員の間で合意予定の持分案について、あらかじめ職務発明規程第5条第1項に規定す る知的財産審査会に諮るものとする。

(知的財産権の実施)

- 第13条 学長は、共同研究の結果生じた発明等について、本学が承継した知的財産権を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願等をしたときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。
- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明等について、民間機関等との共有に係る知的財産権(以下「共有に係る知的財産権」という。)を、民間機関等の指定する者に限り、出願等をしたときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第14条 学長は、前条第1項の場合において、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、本 学が承継した知的財産権を優先的実施の期間中、その第2年次以降において、正当な理由なく 実施しないときは、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者(以下「第三者」という。) に対し、当該知的財産権の実施を許諾できるものとする。
- 2 学長は、前条第2項の場合において、民間機関等の指定する者が、共有に係る知的財産権を 優先的実施の期間中、その第2年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、第三者 に対し、当該知的財産権の実施を許諾できるものとする。
- 3 学長は、前条第1項の規定に関わらず、民間機関等又は民間機関等の指定する者に、本学が 承継した知的財産権を優先的に実施させることが、公共の利益を著しく損なうと認められると きは、第三者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 4 学長は、前条第2項の規定に関わらず、民間機関等の指定する者に、共有に係る知的財産権 を優先的に実施させることが、公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し、 当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

- 第15条 本学は、前2条の規定に基づき、本学が承継した知的財産権又は共有に係る知的財産 権の実施を許諾したときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。
- 2 本学は、共有に係る知的財産権を、本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

(完了報告)

第16条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(別紙様式第3号)を学長に提出するものとする。

(研究成果及び研究の実施状況等の公表)

- 第17条 共同研究による研究成果及び共同研究の実施状況等は、原則として公表するものとする。
- 2 学長は、必要に応じ、研究成果の公表の時期及び方法について、民間機関等と協議の上、適切に定めるものとする。

(事 務)

第18条 共同研究の受入れに関する事務は、総務課が、会計に関する事務は、会計課が処理する。

(雑 則)

第19条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は、平成17年12月26日から施行する。

附則

この規程は、平成19年1月26日から施行する。

附即

この規程は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

北海道情報大学長 殿

民間機関等の 住 所 名 称 代 表 者

印

共同研究申請書

北海道情報大学共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究を申請いたします。

記

1. 共同研究の概要

研究題目							
研究の目的及 び内容							
民間機関等の 主な事業内容							
研究期間	年	月	日から	年	F	日ま	で
		氏	名	所属・職	現	在の専門	役割分担
大学における 研究担当者	研究代表者						
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	研究分担者						
派遣を予定し	氏 名	所	「属機関・	部局・職	現	在の専門	役割分担
ている民間等 共同研究員							
研究実施場所							
その他参考と なる事項							
-la =1. No. 16. 11	機関名称	担当課	果・係名	担当者氏名		電	話
事務連絡先							

(添付書類 民間等共同研究員の学歴、職歴、研究歴等を記載した履歴書)

2. 共同研究に要する経費

(1) 民間機関等が負担する経費(消費税込み)

直接経費	間接経費	情報管理料	研究料	合	計
円	円	円	円		円

研究料とは、民間等共同研究員の方を大学に受け入れることにより必要となる経費

(2) 民間機関等が提供する設備

名称	型式・仕様	数	量

(3) 2年度以上継続する共同研究の場合、民間機関等が負担する経費等の全体計画(消費税込み)

年度	年度	年度	年度	合	計
円	円	円	円		円

(4) 共同研究に要する経費が国又は地方公共団体等の補助金及び委託費等の公的資金を原資に する場合

支出	元	(機関	月名 和	弥)
事	業	等	名	称

 北情報大第
 号

 年
 月

 日

(民間機関等の長) 殿

北海道情報大学学長 ○○○ ○○○

共 同 研 究 受 入 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった下記研究題目に係る共同研究の受入れを決定したので通知します。

記

研究題目

年 月 日

北海道情報大学長 殿

研究代表者 印

共同研究完了報告書

年 月 日付、契約に係る下記共同研究については、 年 月 日を もって研究をすべて完了したので、報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究成果の概要
- 3 その他参考となる事項